

二級・木造建築士の郵送による申請受付・免許交付手続きについて

二級・木造建築士（長野県登録）に係る各種手続きにおいて郵送による申請受付・免許交付が可能です。希望される方は必要書類をご確認のうえ、手続きをお願いいたします。申請および交付に係る送料は申請者ご自身の負担となります。

※書類の未着等のトラブルについては、長野県建築士会では一切責任を負いません。

■郵送による免許の申請について

【必要書類等】

- ① 二級・木造建築士各種申請における必要書類一式（詳細は[各手続のページ](#)をご確認ください。）
※合格通知書、建築士免許証（免許証明書）は原本ではなく、コピーをお送りください。（建築士死亡等届・取消申請・失踪届の場合、原本をお送りください。）
- ② 本人確認ができる公的な身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等）コピー
※公的な身分証明書の写しが添付されていない場合は申請の受付ができません。
- ③ レターパックプラス（赤色）（免許交付用）

①～③をレターパックプラス（赤色）または簡易書留にて送付先へ郵送してください。

※レターパックライト（青色）は郵便受けへ投函され、紛失の恐れがあるため使用できません。

【送付先】 〒380-0872 長野市大字南長野字宮東426-1 2階
(公社) 長野県建築士会 TEL 026-235-0561

申請種別	各種申請・届出書類	建築士免許証 (または免許証明書)	公的な身分証明書	レターパックプラス（赤色） (返送用)	交付までの期間	
免許申請（新規登録）	必要書類を ご確認のうえ ご用意ください。	コピー（合格通知書）	コピー	○	約3ヶ月	
登録事項変更届		コピー(原本送付不要)			提出不要	—
書換え交付申請		コピー(原本送付不要)				
再交付申請		コピー※1		○※2	約1週間	
建築士住所等の届出		コピー				
建築士死亡等届		原本				
建築士免許取消申請		原本				
建築士失踪届		原本				
登録証明書交付申請		コピー				

※1 建築士免許証（証明書）を亡失された方でコピーがない場合は提出不要

※2 普通郵便希望の場合は切手を貼った返信用封筒（送付先の宛名を明記）

■郵送による免許の交付について

【登録事項変更・書換え交付申請・再交付（汚損・顔写真の変更）】

- ① 登録が完了し免許証明書の用意ができましたら、その旨を交付通知ハガキで通知します。
- ② 届いた交付通知ハガキ、（新規登録・再交付申請（亡失のみ）を除く）既存の建築士免許証（または免許証明書）をレターパックプラス（赤色）または簡易書留等追跡が可能なもので送付してください。
- ③ ②の到着が確認できましたら、建築士免許証明書を申請時に提出されたレターパックプラスにて登録のご住所へお送りいたします。

【免許申請（新規登録）・再交付申請（亡失のみ）】

- ・ 申請時に提出されたレターパックプラスにて登録のご住所へお送りいたします。